

「(仮称)八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」の素案についての意見募集

募集期間

令和4年4月15日(金)から5月15日(日)まで

八王子市では、人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に男女共同参画を推進していくことを目的に条例を制定することになりました。

条例制定にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えております。この資料をご参考に、ご意見をお寄せください。

※この資料は、市のホームページでも公開しています。

右の二次元コードからご覧いただけます。



八王子市

1 条例の素案

(1) 条例の名称

(仮称) 八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例

【説明】

本市において未だ課題が残る男女共同参画について、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって、男女共同参画社会を実現することに焦点を置いた名称としています。

(2) 前文

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けて国において法整備などが進められてきました。本市においても、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画都市」を宣言し、以後「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を行ってきました。

しかしながら、この間、女性の社会経済分野への進出は著しく進む一方で、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等が依然として根強く残っており、また、暴力など性別に因る権利侵害など、多くの課題が残されています。

若者が多く集まる学園都市であり、企業が多数集積する本市においては、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる場面において、性別、年齢、国籍などによる違いを受け入れ、多様性を認め合っていくことが、人生 100 年時代において、すべての人が元気に活躍し、活力のある持続可能なまちづくりの原動力となります。

未来を担う子どもたちのためにも、未だ課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって早急に推進し、男女があらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うべき男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

【説明】

条例素案の趣旨を多くの方に理解していただくために、前文を設けました。

前文は、条例を制定するに至った経緯や条例の必要性、目指す方向を示し、市として、男女共同参画社会を実現することの決意を表明しています。

本市における男女共同参画社会を実現していくために以下の 3 つをポイントとして考えています。

- ① 固定的な性別役割分担意識をなくすためには、子どもの頃からの意識醸成が重要と考え、学校・地域・家庭において男女共同参画の推進が必要。
- ② 次世代を担う子どもたちが、社会に出ていきいきと活躍していくためには、事業者・地域など社会全体で男女共同参画の推進が必要。
- ③ コロナ禍によって、DV の増加や非正規雇用による雇用・収入の不安定化等、女性に関する課題が深刻化した。DV 等の人権侵害をなくすことや女性の生活の安定化を図ること等が必要。

(3) 条例の目的

この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画に係る施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会の実現を目的とします。

【説明】

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が基本理念を理解し、また、それぞれの責務を自覚し、一体となって施策を推進していくことが、男女共同参画社会の実現につながるものであることから、「条例の目的」を規定しています。

(4) 用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

用語	意義
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を分ける考え方のことをいう。
無意識の思い込み	誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいう。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
市民	市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
教育関係者	市内において保育所、学校等、教育現場に関わる者をいう。
事業者	市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
地域活動団体	町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行う団体をいう。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

【説明】

条例素案中に用いられる用語のうち、定義が必要であると思われるものについて説明をしています。

(5) 基本理念

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下、「基本理念」という。）として行います。

- ① だれもが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- ② 固定的な性別役割分担意識又は無意識の思い込みに基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、教育関係者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、職場、学校、地域その他の社会生活において対等な立場で参画すること。
- ⑤ 男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- ⑥ だれもが、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

【説明】

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が男女共同参画を推進していく上での共通する基本的な考え方を規定しています。



(6) 市の責務

- ① 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進状況を把握し、並びに施策を策定し、及び実施しなければならないこととします。
- ② 市は、施策を実施するにあたっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携しなければならないこととします。

【説明】

男女共同参画を推進するためには、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体がそれぞれの役割を自覚しながら一体となって取り組むことが重要です。そういった中で、市が中核的な役割となって取り組むことを規定しています。

(7) 市民の責務

- ① 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めることとします。
- ② 市民は、家庭において、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について男女が協力しあい、それぞれが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生き方を選択できるよう努めることとします。
- ③ 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めることとします。

【説明】

社会のあらゆる分野を構成するのが市民であり、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みをなくし、あらゆる分野で男女共同参画の意識を持って行動していただくことが重要であるため、「市民の責務」を規定しています。

(8) 教育関係者の責務

- ① 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念にのっとり、男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めることとします。
- ② 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めることとします。

【説明】

教育は未来を担う子どもたちの意識形成に大きな影響を与えることから、教育関係者はその役割の重要性を認識し、あらゆる教育の場において男女共同参画の視点をもった取組を行うことが重要であるため、「教育関係者の責務」を規定しています。

(9) 事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めることとします。
- ② 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、職業生活における活動、家庭生活における活動その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めることとします。
- ③ 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めることとします。

【説明】

男女共同参画社会の実現のためには、個人の意識改革だけでなく社会構造の変化が必要です。社会経済活動の中心的な役割を担う事業者が男女共同参画を十分理解し積極的に実践していくことで、社会全体として男女共同参画が進むと考えることから、「事業者の責務」を規定しています。

(10) 地域活動団体の責務

- ① 地域活動団体は、基本理念にのっとり、固定的な性別役割分担意識や慣行等を必要に応じて見直し、男女が共に参画できるよう努めることとします。
- ② 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めることとします。

【説明】

少子高齢化がすすみ、災害や防災、子育て、介護などの課題は、個人や家庭だけでなく地域で解決していくことが求められてきます。その課題解決にあたっては男女双方の視点が必要であることから、「地域活動団体の責務」を規定しています。

(11) 情報の収集及び調査

- ① 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うこととします。
- ② 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができることとします。

【説明】

地域の実態に即した施策を策定し実施していくためには、市民等の意識や現状を把握することや、男女共同参画に関する国・都の動向など必要な情報を幅広く収集し調査研究することが必要であるため、「情報の収集及び調査」を規定しています。

(12) 啓発活動

市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うこととします。

【説明】

市民等と一体となって男女共同参画を進めていくためには、市民等が主体的に行動してもらうことが必要です。そのため、市民等が男女共同参画に関する理解を深めるための広報、啓発を行うことが重要であることから、「啓発活動」を規定しています。

(13) 活動に対する支援

市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うこととします。

【説明】

男女共同参画社会の実現のためには、市だけでなく、市民等との連携による取組が重要です。そのため、資料等の情報提供・発信や市民等が企画・実施する事業の後援、活動場所の提供等、「活動に対する支援」を規定しています。

(14) 体制の整備

市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動を行うための拠点を設置する等必要な体制を整備することとします。

【説明】

市民等が一体となって取り組むために、中核となる拠点を設置したり、必要な連携体制をとる必要があることから、「体制の整備」を規定しています。

(15) 男女共同参画審議会

- ① 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置くこととします。
- ② 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申することとします。
 - ア 推進計画に関すること
 - イ 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項
- ③ 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定めることとします。

【説明】

男女共同参画の推進にあたっては、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野における取組が求められるとともに、広い視野に立った専門的・多角的な面からの判断が必要であることから、審議会の設置を規定しています。

(16) 推進計画

- ① 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「八王子市男女共同参画推進計画」という。）を策定することとします。
- ② 市長は、八王子市男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴くこととします。
- ③ 市長は、八王子市男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表することとします。
- ④ 前 3 項の規定は、八王子市男女共同参画推進計画の変更について準用することとします。

【説明】

男女共同参画について市と市民等が一体となって取り組むためには、施策展開の基本となる計画が重要であることから、市に計画の策定を義務付けるものとして、「推進計画」を規定しています。

(17) 実施状況の公表

市長は、毎年度、八王子市男女共同参画推進計画に基づく施策の実施状況を公表することとします。

【説明】

男女共同参画を市と市民等が一体となって推進していくためには、施策の実施状況を明らかにし、状況を共有した上で取り組みを進めていく必要があることから、「実施状況の公表」を規定しています。

(18) 性別による権利侵害の禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならないこととします。

【説明】

全ての人々が、個人として尊重されなければならない、いかなる場合であっても暴力や差別は許されるものではありません。しかし、社会においては、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの存在などを背景として、DV、デートDV（※）、セクハラなどの暴力や差別が生じています。コロナによって、深刻化した課題であり人権に関わる問題でもあることから、禁止事項として規定しています。

※デートDV・・・結婚前の恋人間の暴力のことをいいます。

(19) 公衆に表示する情報に関する留意

何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めることとします。

【説明】

新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアは、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。メディアを通じて、固定的な性別役割分担意識や暴力的行為の助長などにつながる内容の情報が伝達されることにより、男女共同参画社会の形成が阻害されないようにするため、情報発信の際には、こうした表現をしないよう努めなければならないことを規定しています。

(20) 相談申出への対応

市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があったときは、関係機関と連携を図るなど適切な処理に努めることとします。

【説明】

DV やセクハラ、その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に対する相談の窓口を設けることを規定しています。

なお、相談があった場合、市の関係部局のほか、国や都、警察等の関係機関と連携し、適切に対応することを想定しています。

(21) 苦情申出への対応

- ① 市長は、施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずることとします。
- ② 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備することとします。

【説明】

男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策は、広範・多岐にわたることから、市民等の苦情を幅広く把握していくことは男女共同参画を推進していく上で重要であるため、規定しています。

なお、苦情の処理については第三者的な体制を整備することを想定しています。

2 意見の募集期間

令和4年（2022年）4月15日（金）から5月15日（日）まで（必着）

3 意見書の提出について

「（仮称）八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」の素案についてご意見をお寄せください。意見書に、ご意見及びその理由、氏名、住所、勤務先名又は学校名（市外在住の方）を記入し、次のいずれかの方法で市民活動推進部男女共同参画課まで提出してください。

なお、様式は自由ですが、パブリックコメント意見書もご利用いただけます。

提出方法	
郵送	〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール8階
e-mail	b050900@city.hachioji.tokyo.jp
Fax	042-644-3910
窓口へ持参*	八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

※ 窓口へ持参される場合は、月～土曜日の午前9時から午後7時まで、日曜日、祝・休日の午前9時から午後5時までとなります。ただし、5月10日（火）は休館日のため受付できませんのでご了承ください。

4 注意事項

- (1) 電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- (2) ご意見への個別の回答は行いません。
- (3) 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- (4) 寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、ホームページ等で6月中旬に公表します（公表する際は個人情報を除きます）。

5 問い合わせ先

八王子市市民活動推進部男女共同参画課
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール8階
電話：042-648-2230 FAX：042-644-3910
E-mail：b050900@city.hachioji.tokyo.jp